

デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会（第7回）・
デジタル広告ワーキンググループ（第12回）・
デジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループ（第12回）
合同会合

1 日時 令和7年6月26日（木）15時00分～15時45分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

（1）構成員

宍戸座長、生貝構成員、音構成員、クロサカ構成員、高口構成員、
澁谷構成員、曾我部構成員、増田構成員、水谷構成員、森構成員、
山本（健）構成員、山本（龍）構成員

（2）オブザーバー

警察庁（サイバー警察局、刑事局）、法務省（人権擁護局、刑事局、民事局）、消費
者庁、経済産業省、金融庁、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一
般社団法人デジタル広告品質認証機構、一般社団法人日本インタラクティブ広告協
会、一般社団法人日本広告業協会、一般社団法人日本新聞協会、一般社団法人日本民
間放送連盟、公益社団法人日本アドバタイザーズ協会

（3）総務省

玉田大臣官房総括審議官、下仲大臣官房審議官、田邊情報通信政策課長、
大澤情報流通振興課長、入江情報流通適正化推進室長、
武田情報流通適正化推進室課長補佐、大内情報流通適正化推進室課長補佐

4 議事

- （1）ギャンブル等依存症対策基本法の改正について
- （2）広告ワーキンググループにおける議論状況について
- （3）制度ワーキンググループにおける議論状況について
- （4）その他

【宍戸座長】

定刻となりましたので、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会の第7回、デジタル広告ワーキンググループの第12回、デジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループの第12回の合同会合を開催します。

本日もご多忙のところ当会合に出席いただき誠にありがとうございます。

議事に入る前に事務局より連絡事項の説明をお願いします。

【事務局】

事務局です。まず本日の会議は公開とさせていただきますのでご了承ください。

次に事務局より、Web会議による開催上の注意事項についてご案内します。本日の会議は、Web会議システムにて実施しております。事務局にて、傍聴者は発言ができない設定としておりますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。

本日の資料は、資料7-1から資料7-4までの計4点を用意しています。万が一お手元に届いていない場合がありますら、事務局までお申し付けください。

なお本日は上沼構成員、大谷構成員、柿沼構成員、山口構成員は欠席予定、音構成員、山本主査は会議途中から出席予定と伺っています。

事務局からは以上です。

【宍戸座長】

ありがとうございます。

冒頭、本会合の開催にあたり玉田大臣官房総括審議官からご挨拶をいただけるとのことです。それでは玉田さん、どうぞよろしくお願いいたします。

【玉田大臣官房総括審議官】

総務省大臣官房総括審議官の玉田です。

宍戸座長をはじめ構成員の先生方、またオブザーバーの皆様、本日もご多用の中、本会合にご参加いただき、誠にありがとうございます。

本日は曾我部主査の広告ワーキンググループ、それから山本主査の制度ワーキンググループで取りまとめた中間取りまとめ案を各主査から報告をいただけると承知しております。

本検討会の前身の健全性検討会の昨年9月の取りまとめ以降も、SNSを巡る誹謗中傷や、違法・有害情報、偽・誤情報を巡る問題は後を絶たない状況です。

昨年春ごろから問題となりました、なりすまし偽広告、またSNS型投資詐欺等も引き続き被害が続いているところです。デジタル広告は、プラットフォーム事業者をはじめ関係事業者の対応も重要ですが、エコシステム全体の資金源にもなっている広告主の方々としても、経営陣のレベルでその複雑な市場環境を理解いただき、必要な対応をいただくことは、今やネットを利用する企業としてのある種のリテラシーともいえる状況になっています。今般の広告主等ガイダンスが広く利用されることを祈念しています。

また、昨今社会問題となりました闇バイトは、募集投稿について、職業安定法上での違法性を明確化することにより、またオンラインカジノは、ギャンブル等依存症対策基本法の改正によって誘引行為を違法化する等により、総務省としても、違法情報ガイドラインに記載して、関係事業者の適切な対応に繋げていく流れもできたと考えております。

本検討会には宍戸座長をはじめ、曾我部主査、山本主査といった日本の憲法学の第一人者の先生方にリードをいただき、また各分野の法律、社会学、メディア論、シンクタンクから高い専門性を有する構成員、さらに消費者団体からも情報通信行政において大変重要である利用者の目線から、幅広い議論をいただいていると承知をしています。

本年4月の情プラ法の施行からまもなく3か月を迎えます。その運用のフォローアップ、また今後へ向けた新たな制度の在り方についても、構成員の皆様にご議論いただけていることを大変光栄に存じます。

本日の議論の後、中間取りまとめに関して確定した暁には、これらのアウトプットについて、総務省としても提言いただいた事項を着実に推進したいと考えております。

本日も自由闊達な議論を期待し挨拶いたします。ありがとうございます。

【宍戸座長】

玉田さん、丁重なご挨拶ありがとうございました。過大な言葉もいただいたように思います。それでは闊達な議論を本日もいただきたいと思います。と思っております。

本日の進め方ですが、まず事務局より、ギャンブル等依存症対策基本法の改正について説明をいただきます。

その後、広告ワーキンググループ、制度ワーキンググループの議論状況について、曾我部主査、山本主査から説明をいただき、それぞれの後に質疑応答の時間を設けます。

議事1、ギャンブル等依存症対策基本法の改正について、事務局より説明をお願いします。

【武田情報流通適正化推進室課長補佐】

事務局です。ギャンブル等依存症対策基本法改正につきまして、資料7-1に基づき説明をさせていただきます。

まず、オンラインカジノを巡る問題は深刻な状況になっており、SNS上でもオンラインカジノへの誘導投稿が見られる等問題が顕在化している状況でした。

背景と課題にあるとおり、本年3月に警察庁から実態調査が公表され、違法性をそもそも認識していない人の割合が43.5%に上ること、オンラインカジノを利用した経験のある方が約337万人に渡り、20代、30代の若年層が大きな割合を占めていること、うち約60%が依存症の自覚を有していること、あるいは年間賭け額が1兆2,423億円に上るといった、非常に深刻な課題が顕在化したところです。

改正案の目的にあるとおり、オンラインカジノの利用による依存症への対策の推進の必要性が顕在化してきたところです。これらの背景を受け、議員立法で基本法の改正作業が進められ、6月18日にギャンブル等依存症対策基本法の改正法案が成立しております。

改正法の内容は、左側と右側に改正ポイント①②と大きく2つに分かれまして、まず「改正ポイント①（第9条の2）」につきまして、国内の不特定の者に対してオンラインカジノサイトやアプリの開設運営行為、またリーチサイトやSNS等でのオンラインカジノに誘導する情報の発信行為、これらが新たに違法化をされています。

右側にいきまして「改正ポイント②（第14条）」につきまして、オンラインカジノでギャンブルを行うことが禁止されている旨を、国及び地方公共団体は周知徹底するとしております。この改正法は、6月25日に公布、3か月後の9月25日に施行されます。

見込まれる効果としては、1つ目にありますとおり、オンラインカジノサイトの開設運営行為や、リーチサイト・SNS等での発信行為が自然に減少していくことが期待をされている他、総務省としては2つ目のポツにありますとおり、オンラインカジノに誘導する情報について、事業者による削除等の適切な対応を促進していきたいと考えております。

具体的には総務省で策定している違法情報ガイドラインに、リーチサイトやSNS等でのオンラインカジノに誘導する情報について新たに盛り込む形で事業者への対応を促進したいと考えております。

この違法情報ガイドラインの策定作業のプロセスでは、この意見公募手続の結果も併せ、別途状況についてはこの諸課題検討会にて報告したいと思っております。事務局からの報告は以上になります。

【宍戸座長】

説明ありがとうございました。説明の中にありましたように、今後諸課題検において議論いただく場面も出てくるかと思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして議事2に移ります。広告ワーキンググループの議論状況について曾我部主査より説明をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【曾我部主査】

広告ワーキンググループの主査を仰せつかりました曾我部と申します。資料7-2に基づき、簡単に紹介を申し上げます。

2枚おめくりいただいて1ページをまずご覧ください。第1章、総論です。デジタル広告ワーキンググループでは昨年10月以降11回にわたり、中ほどの囲みのところの3点ありますが、主には2点、(1)問題のある広告の流通への対応の在り方、(2)問題のある媒体に広告が配信されることへの対応の在り方について、検討をしました。課題が3つありますが、その後の整理で今のような2点に整理して議論をしたことになります。

おめくりいただき、2ページ目が第2章、「なりすまし型「偽広告」等のデジタル広告の流通への対応」というところで、問題のある広告の流通への対応の在り方です。昨年6月のなりすまし型「偽広告」への対応に関する、総務省から大型プラットフォーム事業者への対応要請を踏まえて、2ページ目中ほどに事業者への対応要請が載っております。その後2ページ目の下のあたり、10月に各事業者からヒアリングを行い、3ページ中ほど、11月にヒアリング総括を公表しました。さらに本年5月、3ページ15行目あたり、その後の対応状況についてフォローアップを実施しました。その結果、なりすまし型「偽広告」被害が依然発生している他、デジタル広告の流通を巡っては4ページ下の12行目、商標権を侵害し模倣品サイトに誘導する広告の存在についても分かってきました、関係団体からヒアリングを行い、こちらも深刻な問題だと考えております。これらをはじめとするデジタル広告の幅広い問題に対して、引き続き総務省にデジタル広告の問題の実態把握をしていただくために、モニタリングの指針の案を作成しました。

こちらが5ページ目9行目の「3. デジタル広告の流通を巡る諸課題への対応に関するモニタリング指針」とあるところです。その内容については6、7、8、9ページまでの囲みがモニタリング指針案になります。時間の関係でただいまの紹介は割愛しますが、中間取りまとめではモニタリングをしていくべきと考えて提言しています。

今後、SNS 等の利用者保護の観点から、問題のあるデジタル広告への対応のモニタリングを通じて適宜改善を促す等必要な対応を検討することが適当だというのがワーキンググループの提言です。

モニタリングに当たりましては、各社の公表資料を総務省で分析したり、あるいは経済産業省においても取引透明化法のモニタリング会合というのを実施していますので、そちらと情報連携をしていただいたり、さらに各事業者の対応状況を踏まえてヒアリング形式等を変更する等、各事業者にとって過度な負担にならない配慮を同時にお願いしたいと思っています。

続きまして 10 ページ目、第 3 章「広告主が意図しない媒体へのデジタル広告の配信への対応」、こちら問題のある媒体に広告が配信されることへの対応になります。偽・誤情報等を掲載する媒体等、広告主が望まない媒体への広告配信による様々なリスクが指摘されています。これは、デジタル広告の中に自らの広告がどの媒体、あるいは媒体内のコンテンツに表示されているか十分に把握できないことが原因であると言われております。デジタル広告ワーキンググループでは、広告関係団体等からヒアリングを行い、広告主等が考慮すべきリスクや実施することが望ましい取組をまとめまして、10 ページ下から 12 ページ 24 行目にまとめ、「デジタル広告の適正かつ効果的な配信に向けた広告主等向けガイダンス」を公表しました。

このガイダンスの特徴は、広告主が考慮すべきリスクとして、従来から指摘されていたブランドの毀損や広告費の流出だけではなく、偽・誤情報等の拡散を助長し、ひいては民主主義の基盤となる情報空間に悪影響を及ぼし得る点を指摘しています。つまり民主主義との結び付きを指摘しています。これらのリスクへの対処のためには広告担当者だけではなく、各社において経営層の関与も不可欠であると明記するとともに、広告主の体制整備や対応状況の年次報告書等での公開を提案しております。13 ページにガイダンスの概要がございます。総務省においてはガイダンスの普及啓発を進め、地方公共団体、中小企業も含めた幅広い広告主に広めるとともにその普及状況を把握し、必要に応じてガイダンスの改定を検討していただきたいと思います。その旨中間取りまとめに記載しております。

このガイダンスは、主に、自らはきちんとした広告を配信したいが、きちんとした広告が出稿される先が問題のある場所であるという問題を抱えている事業者向けに作っています。

結びとしてデジタル広告ワーキンググループでのヒアリングや議論にご協力いただきました各構成員、事業者、それから広告関係団体、事務局の皆様には厚く感謝を申し上げます。デジタル広告の流通の適正化に向けては更に課題は残っていますので、引き続きご協力をお願いしたいと申し上げて、私からの報告は以上といたします。ありがとうございました。

【宍戸座長】

曾我部主査ありがとうございました。今、主査からお話ありましたようにワーキンググループの構成員の方々、オブザーバーの方々、ヒアリングに応じていただいた事業者、それから団体の方々には私からも厚くお礼を申し上げます。また何より曾我部主査に御礼を申し上げたいと思います。

それではただいまのご説明についてご質問、ご意見のある方は、私に発言の希望をお知らせいただければと思います。いかがでございましょうか。

今回、非常に困難な、恐らく初めてのデジタル広告に関する内容、質に立ち入った検討をお願いしています。なりすまし型の偽広告の問題、質の高いデジタル広告の流通に向けて、ガイドンスを取りまとめたところも非常に重要であります。また、問題のある広告について総務省によるモニタリングの在り方についても指針を取りまとめていただいています。これは事業者の方々に任意で協力をいただくこともあり、政府あるいは日本社会として、デジタル広告の問題を把握し、適切な対応をする、また事業者の方々と対話を続けていく上で非常に有効なものになるように、指針についても丁寧にご検討いただいています。更に意見等があれば承りたいと思います。いかがでしょうか。

それではまた後で何かお気付きの点があれば最後にいただくこととして、広告ワーキンググループからの説明、またそれに関する質疑はここまでにしたいと思います。

曾我部主査ありがとうございました。

【穴戸座長】

私から追加で申し上げますと、このなりすまし型の偽広告の問題について、昨年要請を実施して、多くの関係の事業者の方々には昨年秋にヒアリングを実施しました。

まず大変時間が限られている中で、対応いただいたことに御礼を申し上げます。なお、なりすまし型広告の課題が残っているのは極めて残念なことです。これに対して、適切な対応が求められることはいうまでもなく、このためのモニタリングであり、ワーキンググループ取りまとめで申しますと6ページから9ページまでモニタリングの在り方について書かれています。これらは、実効的な情報が過大な負担のないように入ってくるようにということで、今後は様々な方からの意見を、パブリックコメントの間でもいただければと思っております。

他方で10ページ、広告主が意図しない媒体へのデジタル広告の配信への対応について、これも先ほど曾我部主査からありましたが、この民主主義を支えるマスメディアの活動を支える側面、あるいは世論の混乱を招くような表現をスポンサーすることになってしまう広告主の方々の問題へ配慮し、それに対して透明性や、経営層のコミットメントをいただくような、ガイドンスは既に取りまとまって公表されているものと承知しておりますが、大変意義深いものであると思っております。

【穴戸座長】

それでは次に、議事3、制度ワーキンググループの議論状況について説明いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【山本主査】

それでは私からごく簡単にですが、制度ワーキンググループの中間取りまとめの概要を説明します。次のスライドお願いいたします。言い忘れましたが制度ワーキンググループは今年の1月以降11回にわたり、デジタル空間における違法・有害情報への制度的な対応の在り方について検討を行いました。

中間取りまとめ案の副題は、「新たな違法・有害情報対策のための羅針盤」としており、違法・有害情報への対応について今後の官民の役割分担を含めた具体的な方策の在り方や今後の検討の方向性を示す意味を込めております。

次のスライドをお願いいたします。まずインターネットは社会生活や経済活動に必要不可欠な場となっている認識を我々も改めて持っています。一方で誹謗中傷をはじめとする違法・有害情報の流通・拡散は依然深刻な状況であり対応が必要ではないかと考えを示しています。そうした認識の上で、制度ワーキンググループでは、違法・有害情報への対応について、情報の種別、情報のカテゴリーに着目した対応と情報の種類に着目しない対応の二つが大きくアプローチとして考えられるところを、海外の政策動向も踏まえつつ、それぞれについて検討を行いました。真ん中より少し下の「1 情報の種類」とは表のとおりで、権利侵害情報、その他違法情報（法令違反情報）が2つ目、それから3つ目の有害情報、この3つに分けて検討を行いました。また「2 事業者の主なサービス設計」に関する表のとおり、事業者のサービス設計には様々なものがありますが、利用者との関係で特に重要な3つの機能について検討を行いました。ご覧のとおりです。

次のスライドをお願いいたします。情報の種類に着目した対応に関して、情報の種類、それから現状・課題・中間取りまとめ案における提言の形で整理をしています。

1つ目の権利侵害情報については、いわゆる情プラ法が今年4月1日から施行されており、提言の中では基本的には情プラ法の運用状況を見守っていく旨の内容を記載しております。

2つ目の法令違反情報については、現状情プラ法の迅速化規律の適用外となっています。課題として事業者ヒアリングにおいて聞き取った内容を踏まえると、行政機関からの通報があったとしても、事業者による判断や対応が必ずしも迅速に行われない可能性があるとの認識を得ています。そこで、提言の中では、行政機関からの通報に対する迅速な対応は、制度的な方向として有効な手段ではありますが、他方で、非常に重要なところで表現の自由にも配慮しながら、行政機関側のニーズも把握した上で、プラットフォーム事業者の窓口の整備、対象情報の絞り込み、発信者への手続保障についての対応も検討すべきと記載しています。

有害情報について、法令違反情報と同様に、現状情プラ法の迅速化規律の適用外となっております。ただし、課題として、有害情報はその外延が不明確であるために、法令によって個別の情報の削除を求めることは、表現の自由の観点から極めて慎重であるべきと整理しています。そこで提言の中では※2に書いてあるとおり、法益侵害を発生させ、または惹起が確実な情報としての社会的コンセンサスが得られるような場合には、個別法で違法であることを明確化したり、民主的なプロセスを経て新たに違法化したりすることで、プラットフォーム事業者による削除等の適切な対応が図られる旨の内容を記載しております。

次、お願いいたします。サービス設計に着目した対応に関して、サービス設計の課題として、違法・有害情報の流通・拡散を容易にし、また利用者が触れる情報に偏りを生じさせる点を課題として挙げています。この課題への対応方法として、「違法・有害情報が流通するリスクと対応」、2番目は「適切な情報表示の在り方」、3番目は「利用者の確認に関する対応の在り方」という3つの考え方を記載しております。

まず1つ目の「違法・有害情報が流通するリスクと対応」は、事業者の提供するサービスも様々であり、生じるリスクもまた様々であることから、自身のサービスを最もよく知る事業者自身がリスクや社会的な影響を評価し、リスクに応じた対応することが重要としております。

2 番目の「適切な情報表示の在り方」とは、利用者が今見ている情報が、なぜそのように表示されているのかという理解がいまだ十分には広がっていないことから、情報表示やサービスの仕組みに対する透明性を高めていくことが重要と整理しております。

最後の「利用者の確認に関する対応の在り方」は、違法・有害情報の発信を抑止するとともに、犯罪捜査の観点からトレーサビリティを確保していくために、匿名表現の自由にも配慮しつつ対応を検討していくことが重要と整理しています。次のスライドお願いいたします。

また、制度ワーキンググループでは、それぞれのサービス設計ごとの対応と中間取りまとめ案における提言を整理しています。

1 番上ですが、レコメンダシステムの透明化は、1 つ目として「レコメンダシステムの透明性の確保」、2 番目に「プロファイリングに基づかない情報表示の選択肢の利用者への提供」等、制度的対応を中心に検討を深めていくことが適当としています。

それから 2 番目の「収益化停止措置」ですが、インプレッション数獲得目当ての投稿を減らす等です。一定の効果が見込まれますが、表現に一定の制約を与えるものであり、有害情報に対する一律の収益化停止は、現時点では慎重な検討を要するため、まずは事業者自らが取組を約束することで対応することが望ましいと提言しております。もっとも、事業者の取組が不十分な場合に速やかに制度的対応を検討することが適当ともしております。ただし、災害時等速やかな対応が求められる場、状況においては制度的な対応もあり得ると記載しています。

それから「リスク評価・軽減措置」、「信頼できる情報の優先表示」、「AI 生成物へのラベル付与」は事業者ごとにサービス内容が様々で、当該サービスに具備される機能がもたらす様々なリスクへの対応は、サービス設計をする事業者自身が実施すべきものと整理しています。そのため、まずは事業者自らが取組を約束することで対応することが望ましいと提言をしています。ただし、事業者の取組が不十分な場合には速やかに制度的な対応を検討することが適当であると整理しています。それから下のところ、「アカウント開設時の本人確認」は、匿名表現の自由の保障の観点から、憲法適合性の評価の際には慎重な比較衡量を行うことが必要であると記載しています。

それから一番下の※のところですが、事業者自らが取組を約束することについて、業界団体が策定する「約束集（行動規範）」を想定しています。

実効性をもって、こうした約束集（行動規範）の策定がなされるよう、総務省におかれましては年内の策定に向けて積極的に支援等を行うべきと提言をしています。

雑駁ですが、私からの説明は以上とさせていただきます。ありがとうございます。

【宍戸座長】

山本主査ありがとうございました。ただいまの説明について質問、意見のある方はチャット欄で私にお知らせいただきたいと思います。いかがでございましょうか。こちらも先ほどの広告ワーキンググループとはまた違った意味で大変難しい課題です。違法・有害情報対策はインターネットが始まって以来ずっと問題になっていますが、最近の問題の状況、また情報流通プラットフォーム対処法の制定、施行といった状況を踏まえて、更に深掘りをして問題の所在を明らかにし、また検討をいただいていると思います。かなり大部な取りまとめになっていると思います。

それからこちらにも非常に多くの回数、検討の場をもっていただき、また事業者の方々にもヒアリングにご協力いただいたこと、構成員それからオブザーバーの方々も併せまして、私より御礼申し上げます。

構成員の皆様から意見、質問があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、制度ワーキンググループについても説明を承ったこととします。

山本主査、本当に大変な作業ありがとうございました。

【山本主査】

こちらこそありがとうございました。

【宍戸座長】

それでは、両ワーキンググループにおいて非常に緻密な検討をいただいた結果だと思いますが、本日ご報告をいただきました広告ワーキンググループ中間取りまとめ案、および制度ワーキンググループ中間取りまとめ案については本日の資料で、この場としては了解いただいたものと思います。ただ、それでは終わらないので、むしろこれは出発点です。

この両ワーキンググループの中間取りまとめ案の2案を一括する形で、この親会の中間取りまとめ案として、意見募集を行い、広く意見を伺いたいと思います。

この点につきまして構成員の皆様には私からお諮りしたいのですが、このように進めてよろしいですか。ありがとうございます。異議ないものと認めます。

それでは、そのような形で事務局において意見募集の手続を進めていただければと存じます。事務局の方でそれでよろしいですか。

【事務局】

事務局です。問題ございませんのでよろしくお願いいたします。

【宍戸座長】

ありがとうございます。速やかに進めていただければと思います。本日の議事は以上ですが、何か事務局より連絡事項はありますでしょうか。

【事務局】

事務局です。次回の会合の詳細は、別途事務局からご案内差し上げるとともに、総務省ホームページにおいて開催案内を掲載いたします。以上です。

【宍戸座長】

ありがとうございました。いずれのワーキンググループから上がってきたものも、インターネットにおける情報流通のエコシステム、また、流通する情報の内容と、したがって国民の知る権利や表現の自由、更にいえば健全な世論形成や民主主義の在り方とインターネットエコシステムに非常に大きな影響を与えるものです。

広く、この2つのワーキンググループの案、この親会の中間取りまとめ案としてまとめたものについて、様々な角度から議論をいただき、パブリックコメント手続を通じて、多くの意見が寄せられることを私は期待をしております。

構成員、オブザーバーの皆様も、周囲で関心ありそうな方にはお知らせいただき、提出いただくように要請いただければと思っております。

パブリックコメントについて、何か生成 AI で生成されたものが出てくることが多数あると言われております。そのこと自体が何か悪いというより、むしろ生成 AI 等を使って、多くの方々が自らの意見を作り上げ、そして提出いただくことは大変よいことであると思っておりますが、何か同じようなものが出てくるだけでなく、多様な角度から検討いただいて、それでよいものを作っていくことが大事かなと思っております。私の個人的な所感でしたが、以上をもちまして、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会の第 7 回、デジタル広告ワーキンググループの第 12 回、そしてデジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループの第 12 回の合同会合を閉会といたします。

本日はお忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございました。

【以上】